

岩手県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 50 号

岩手県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県漁港管理条例施行規則（昭和 39 年岩手県規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(占有等の許可申請)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 条例第 12 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、レクリエーション等(指定漁港)施設使用許可申請書(様式第 7 号)を所管地方振興局長に提出しなければならない。<u>ただし、同項の規定による許可のうち、条例別表第 1 に掲げる駐車場(以下「駐車場」という。)の使用の許可を受けようとする場合にあっては、口頭で当該許可を求めるものとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(船舶の一時的な使用の届出)</p> <p>第 7 条の 2 条例第 12 条の 2 の規定による届出をしようとする者は、漁港施設一時使用届(様式第 7 号の 2)を所管地方振興局長に提出しなければならない。</p> <p>(納付方法等)</p> <p>第 8 条 条例第 13 条第 1 項の占用料等(駐車場の使用料を除く。)及び条例第 14 条第 1 項の採取料等(土砂採取料を除く。)は、条例第 11 条第 1 項の規定により許可をした占有の期間、第 12 条第 1 項の規定により許可をした使用の期間又は漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 39 条第 1 項の規定により許可した採取の量又は占有の期間に係る分を当該許可の際に一括して納付しなければならない。ただし、当該占有又は使用の期間が翌年度以降にわたる場合は、毎年度、当該年度分を納付しなければならない。</p> <p><u>2 駐車場の使用料は、普通自動車又は大型自動車を入場させる際に徴収する。この場合において交付する領収証は、会計規則(平成 4 年岩手県規則第 21 号)第 20 条の規定にかかわらず、様式第 8 号によるものとする。</u></p> <p><u>3 駐車場の使用時間は、9 時から 17 時までとする。</u></p> <p>(区域及び輸送施設の指定)</p> <p>第 11 条 [略]</p>	<p>(占有等の許可申請)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 条例第 12 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、レクリエーション等(指定漁港)施設使用許可申請書(様式第 7 号)を所管地方振興局長に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(船舶の一時的な使用の届出)</p> <p>第 7 条の 2 条例第 12 条の 2 の規定による届出をしようとする者は、漁港施設一時使用届(様式第 8 号)を所管地方振興局長に提出しなければならない。</p> <p>(占用料等の納付方法)</p> <p>第 8 条 条例第 13 条第 1 項の占用料等及び条例第 14 条第 1 項の採取料等(土砂採取料を除く。)は、条例第 11 条第 1 項の規定により許可をした占有の期間、第 12 条第 1 項の規定により許可をした使用の期間又は漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 39 条第 1 項の規定により許可した採取の量又は占有の期間に係る分を当該許可の際に一括して納付しなければならない。ただし、当該占有又は使用の期間が翌年度以降にわたる場合は、毎年度、当該年度分を納付しなければならない。</p> <p>(区域及び輸送施設の指定)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p><u>(休止)</u></p> <p>第 12 条 条例第 18 条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、条例別表第 1 に掲げる駐車場(以下「駐車場」という。)の全部又は一部の使用を休止することができる。</p>

(駐車場の使用時間)

第 13 条 駐車場の使用時間は、9時から17時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

(駐車場の使用の手続)

第 14 条 条例第 18 条の3第1項の許可を受けようとする者は、口頭で当該許可を求めるものとする。

(条例第 18 条の6の規則で定める者)

第 15 条 条例第 18 条の6第1号の規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) 知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者(知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児)及びその介護を行う者

(2) 条例第 18 条の6第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は前号の療育手帳の交付を受けている者(知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児)と同等以上の障害があると指定管理者が認める者及びこれらの介護を行う者

(3) 条例第 18 条の6第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護を行う者

(利用料金の免除及び還付)

第 16 条 条例第 18 条の6又は第 18 条の7の規定により、利用料金の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

様式第7号(第7条関係)

[略]

注1 誓約書、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する船舶検査証書及び小型船舶登録規則(平成14年国土交通省令第4号)第9号様式に規定する小型船舶登録事項通知書(登録済の場合に限る。)の写し、住民票抄本(法人にあっては、登記簿抄本)、航行予定区域を示す図面、その他地方振興局長が必要と認める書類を添付してください。

2 [略]

(A4)

様式第8号(第7条の2関係)

[略]

様式第7号(第7条関係)

[略]

注1 誓約書、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する船舶検査証書及び小型船舶登録規則(平成14年国土交通省令第4号)第9号様式に規定する小型船舶登録事項通知書(登録済の場合に限る。)の写し、住民票抄本(法人にあっては、登記簿抄本)及び航行予定区域を示す図面を添付してください。

2 [略]

(A4)

様式第7号の2(第7条の2関係)

[略]

様式第8号(第8条関係)

7.4センチ メートル	← 5.2センチメートル →	← 5.2センチメートル →
	種市（吉里吉里）漁港駐車場 <u>領 取 証</u> No. 年 月 日 普通自動車・大型自動車 円	種市（吉里吉里）漁港駐車場 <u>領 取 証（控）</u> No. 年 月 日 普通自動車・大型自動車 円
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。